

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）午後1時32分から午後2時05分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長 　　ただ今から令和6年第9回総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。
議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。
議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。
それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第12号についてご説明いたします。

整理番号は、21でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん外1名、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は167㎡です。

今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 　　事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 　　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分の既存擁壁により、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に設置した集水桝から道路側溝に接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、周辺に農地はありませんので問題はないと判断します。

以上です。

議長 　　次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号21は許可と決定します。

続きまして、整理番号22から25について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、22から25でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号22は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、4筆、地目は田が3筆、畑が1筆、面積は合計で1,678㎡です。

整理番号23は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は449㎡です。

整理番号24は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は159㎡です。

整理番号25は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は207㎡です。

今回、譲受人が建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、一部の農地では耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、宅地内に集水桝を設置し、道路側溝を経て南側の既設道路側溝に放流します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号22から25は許可と決定します。

続きまして、整理番号26、27について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、26、27でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号26は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は1,739㎡です。

整理番号27は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は688㎡です。

今回、譲受人が建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、一部の農地では耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、西側・南側の境界部分にブロック土留壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、宅地内に集水桝を設置し、道路側溝又は既設排水路に接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、周辺に農地はないため、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

この近くで私が子どもの時に水に浸かったことがある。ポンプが1台あるが、壊れた時に浸水する恐れはないのか。

事務局

年1回ポンプを点検していますが、故障の場合は浸かる可能性はあります。周囲の宅地では地上げをしていることを伝えてもいいと思います。

● 番

万一、ポンプが壊れて被害があった場合は町の責任になるのか。

事務局

町の責任になる可能性があるかもしれません。

● 番

ハザードマップでは大丈夫なのか。

事務局

はっきりとは分かりません。ポンプが壊れて道路が浸水した場合は、水中ポンプを設置して川へ流すようになると思います。

議長

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号26、27は許可と決定します。

以上をもちまして、令和6年第9回総会を閉会いたします。